2026年度環境保全計画書

グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社

神戸工場

①環境保全に関する基本方針(基本理念)

【基本理念】

私どもグリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 神戸工場は、グリコグループの一員として、温室効果ガスの排出削減や維持可能な資源の活用等をはじめとした環境負荷低減を通じて自然環境の保全に貢献し、地球に生きる様々な生物との共生を実現します。

１．私たちは、お客様に高品質で安全･安心な製品やサービスをお届けすると共に、原材料の調達から生産や供給、最終的に容器包装が廃棄されるまでの過程において、環境負荷の低減に取組みます。

２．私たちは、環境汚染の予防や生態系への配慮、地球温暖化防止に取組み、また資源の有効活用を通じて大切な地球が持続可能な社会となるように、法令などのルールを順守し、企業としての社会的責任を果たします。

３．私たちは、企業活動の質的向上につなげるため、業務の見直しや効率化に取組みながら、環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境パフォーマンスの向上に努めます。

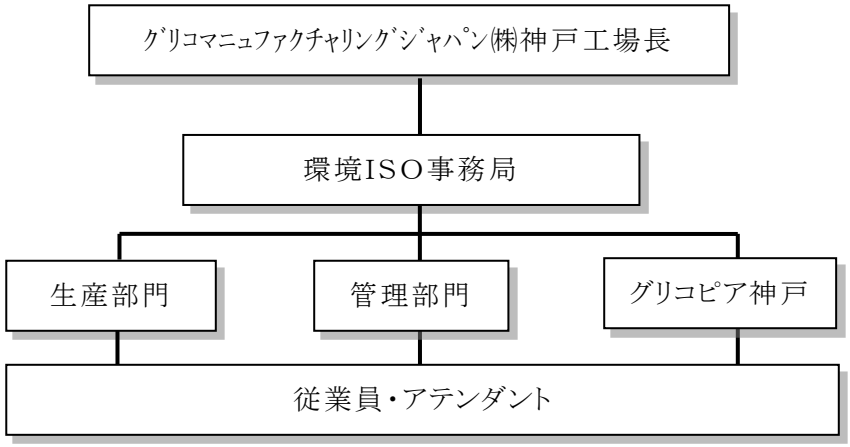
４．私たちは、環境保全への意識向上を図ると共に、従業員が安全に、そして安心して働けるような事業所を追求していきます。

５．私たちは、お客様をはじめとする社会とのつながりを大切にしながら、様々なコミュニケーションや社会貢献の活動を推進します。

②環境保全に関する組織の現況

当事業所における環境管理体制は図１のとおりである。

図１　グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 神戸工場 環境管理体制



③重点取組目標・計画

【2026 年度の重点目標・計画】

当事業所では事業活動の環境負荷低減を目指し、2026 年度は以下の重点課題に取り組んでいきます。

＜目標＞

CO2 排出量を 2026 年度利計年間電力・ガス使用量から算出した CO2 排出予定量の1%の削減を目指します。

＜取り組み内容＞

・「生産ライン安定化」取組みによる廃棄物の削減
・従業員啓発による廃棄物のリユース・分別及びリサイクル推進
・温水ポンプ、インバーター設置（インバーター制御化）
・エアー漏れ、水漏れ、蒸気漏れに対する早期対応
・「空調機」の定期清掃の実施
・エネルギーの見える化取組、改善実施
・コージェネレーションシステム適正稼働

④公害防止対策に係る計画

ア．　目標及び管理目標値

	目　　標
大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆別表1に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を遵守する。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆別表2に記載する排出水の水質に係る管理目標値を遵守する。
騒音防止対策	◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
振動防止対策	◆工業団地の為適用外
悪臭防止対策	◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。 ◆別表3に記載する神戸市悪臭防止暫定指導細目の目標値を遵守する。
土壌汚染対策	◆「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。 ◆特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。 ◆汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。
産業廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

別表１　ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	排出口最大許容濃度目標値(下段括弧内の記載は目標値の根拠等)							
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目						その他有害大気汚染物質(目標値を設定する項目のみ記載)	
			有害物質(法令基準が適用される項目または目標値を設定する項目のみ記載)					
	硫黄酸化物［m^3N /h］	ばいじん［g/m^3N］		塩化水素［mg/m^3N］		窒素酸化物［ppm］	＊＊＊＊［mg/m^3N］	
ガスオーブン①	―	０．２０ (法令基準値)				180 (法令基準値)	―	
ガスオーブン②	―	０．２０ (法令基準値)				180 (法令基準値)	―	
ボイラー	―	0.10 (法令基準値)				150 (法令基準値)	―	
ガスエンジン	―	0.05 (法令基準値)				600 (法令基準値)	―	

別表２　排出水に係る水質管理目標値

項目			管理目標値［mg／ℓ］		備考	
					目標値の根拠(法令等基準値との関係等)	定期測定の実施
法令排水基準設定項目（生活環境項目）	1	水素イオン濃度（ｐＨ）	5.8 以上　8.2 以下		排水基準範囲値［神戸市排水基準は 5 を超え 9 未満］	○
	2	生物化学的酸素要求量(ＢＯＤ)	1000mg/ﾘｯﾄﾙ以下		神戸市下水道条例基準［2000 mg/ﾘｯﾄﾙ］	○
	3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類	100mg/ﾘｯﾄﾙ以下	神戸市下水道条例基準［150 mg/ﾘｯﾄﾙ］	○
			鉱油類	5mg/ﾘｯﾄﾙ以下	神戸市下水道条例基準［5 mg/ﾘｯﾄﾙ］	○
	4	浮遊物質(ＳＳ)	1000mg/ﾘｯﾄﾙ以下		神戸市下水道条例基準［2000 mg/ﾘｯﾄﾙ］	○

別表３敷地境界線上の規制基準

区分	地域の範囲	敷地境界線上の規制基準（法第 4 条第 2 項第 1 号による規制基準）	定期測定の実施
第 3 種区域	工業地域、工業専用地域	臭気指数　18	○

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目標項目		目標達成のために講ずる措置 （目標の達成状況の確認手段を含む）
大気汚染防止対策	ばい煙の排出規制の遵守水質汚濁防止対策	◆排ガス処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、別表４「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値の遵守状況を確認する。この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
水質汚濁防止対策	公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、排水中和槽の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行うとともに、別表５「排出水の汚染状態測定計画」により、目標値の遵守状況を確認する。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。
騒音防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。 ◆基準を逸脱した場合は発生源を特定し、防音カバーの設置、吸音材の設置、低騒音型の施設への更新、建物等による対策として、防音壁の設置、扉・窓の防音施工等を実施する
振動防止対策	法令等の基準の遵守	◆工業団地の為適応外
悪臭防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守に必要な測定・監視体制を定め、必要の応じ測定・監視を行う。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建屋又は悪臭発生工程の密閉化､製造工程の改善等を行うとともに、別表６「敷地境界線上の臭気測定計画」により、目標値の遵守状況を確認する。
産業廃棄物対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。
	廃棄物の発生抑制･再利用	◆産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、必要に応じ市へ報告を行う。 ◆工程の見直しを行い、廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。 ◆他の事業所(者)との連携を含め、ゼロエミッション構想の実現に向け活動を推進する。

別表４　排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

測定項目	測定頻度	測定箇所	測定手段
窒素酸化物、ばいじんの濃度及び排出量	２回／年	ガスオーブン①、ガスオーブン②、ガスエンジン	外部測定業者
	１回／年	ボイラー	

別表５　排出水の汚染状態測定計画

		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
法令排水基準設定項目（生活環境項目）	1	水素イオン濃度（ｐＨ）	1回/月	排水口より採水	ガラス電極法	外部業者による測定
	2	生物的酸素要求量（ＢＯＤ）	1回/月	排水口より採水	隔膜電極法	
	3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1回/月	排水口より採水	環境庁告示第64号付表4に基づく	
	4	浮遊物質量（ＳＳ）	1回/月	排水口より採水	ガラス繊維ろ紙法	

※水素イオン濃度については放流槽内をガラス電極法で連続記録測定を併せて実施しています

別表６　敷地境界線上の臭気測定計画

区分	地域の範囲	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
第3種区域	工業地域、工業専用地域	1回/年	敷地境界6か所	平成7年環境庁告示第63号に基づく	外部業者による測定

⑤ 地球温暖化対策に係る計画

ア.（2025 年度）の電気・燃料等の使用量及び（2026 年度）使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位発熱量（MJ）	前年度（2025）使用量等	今年度（2026）使用予定量	単位	排出係数	排出量 前年度（2025）（実績）	排出量 今年度（2026）（予定）
燃料の使用	原料炭	28.7	―	―		0.0902	―	―
	一般炭	24.2	―	―	kg	0.0887	―	―
	A 重油	39.9	―	―	ℓ	0.0708	―	―
	B 重油	41.8	―	―	ℓ	0.0741	―	―
	C 重油	41.8	―	―	ℓ	0.0741	―	―
	LPG	50.1	―	―	kg	0.0598	―	―
	都市ガス	40.0	3,406,975	3,380,027	Nm^3	0.0513	6,995,655	6,935,816
	その他（廃棄物等）	42.3	―	―	kg	0.0762	―	―
電気事業者から供給された電気の使用			2,646,280	―	kWh	0.484	1,280,800	―
			9,512,376	11,620,203	kWh	0	0	0
			24,575	30,141	kWh	0.501	12,312	15,100
熱供給事業者から供給された熱の利用			―	―	MJ	―	―	―
合計			15,590,206	15,030,371			8,288,767	6,950,916

イ．基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び目標年度の二酸化炭素の排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。）

温室効果ガス	排出量 基準年度（2013 年度）	排出量 前年度（2025 年度）	削減目標 今年度（2026 度）	削減目標 2030 年度	削減率（%） 今年度（2026 年度）	削減率（%） 2030 年度
二酸化炭素	18,117,712	8,288,767	6,950,916.	8,000,000	△61.6	△55.8
メタン	―	―	―	―	―	―
一酸化二窒素	―	―	―	―	―	―
HFC	―	―	―	―	―	―
PFC	―	―	―	―	―	―
六フッ化硫黄	―	―	―	―	―	―
合計	18,117,712	8,288,767	6,950,916	8,000,000	△61.6	△55.8

ウ．目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	「生産ライン安定化」取組みによる廃棄物の削減	取組み全体を通して、2026 年度は CO2 排出量を 2026 年度利計年間電力・ガス使用量から算出した CO2 排出予定量の 1%削減する事を環境目標に定めています。
	従業員啓発による廃棄物のリユース・分別及びリサイクル推進	
	温水ポンプ、インバーター設置（インバーター制御化）	
	エアー漏れ、水漏れに対する早期対応	
	空調設備（熱交換器）の定期洗浄、点検、清掃の実施	
	無人時の事務所、会議室、不使用設備周辺の消灯推進	
	間仕切り設置による空調負荷軽減	
	エネルギーの見える化取組、改善実施	
	コージェネレーションシステム適正稼働	
	フロン機器（R22）の削減	

⑥ 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画
公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

（目標達成年次 2026 年度中）

	分　　野	項　　目	目　　標
1	事業所等での節水	節水の呼びかけ、漏水等の早期発見等	周知徹底
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	周知徹底
		コピー用紙使用枚数削減	周知徹底
		原材料ロス削減	原材料ロス率目標達成
3	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	９０％
		プリンタトナーカートリッジの再生利用	１００％
4	自動車対策	エコドライブ・アイドリングストップの推進	徹底
		社有車、送迎ﾊﾞｽ性能維持の為の定期的な点検整備	徹底
		廃棄物回収車両の適正整備要請	該当業者
5	特定フロン等使用量の削減	設備新設/更新時、特定フロン非使用設備を導入	全量
		特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底
6	従業員教育	環境保全に関する従業員教育	1 回/年
		環境に係る各種教育、講習等の受講、実施、展示会の見学	周知徹底
7	地域社会への参画	神戸こどもエコチャレンジ２１イベントへの参加	1 回/年
8	環境管理システムの充実	ＩＳＯ１４００１の運用管理	継続
		内部監査の実施	1 回/年
9	プラスチックに係る資源環境等の推進	樹脂パレット及び樹脂シートパレット、樹脂コンテナをリサイクル	100％リサイクル
10	再生可能エネルギー導入の推進	2026.4 月度より月間使用電力量の 100％再エネ ECO プラン電力へ変更（中国電力から関西電力へ）	計画通り導入